

(別紙 1)

胆沢水沢線運行助成事業仕様書

1 目的

本事業は、胆沢水沢線の運行及び管理等を行うものとする。

2 事業名

胆沢水沢線運行助成事業

3 事業内容

(1) 事業形態

①運行事業者は、道路運送法第 21 条による許可を受けて運行を行うものとする。

②市は、運行事業者に対し、運行に係る経費の総額から運賃収入等を差し引いた額を補助金として交付する。

(2) 事業期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

①運行前準備 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日

②運行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

(3) 運行開始手続

運行事業者は、道路運送法第 21 条に基づく許可申請をはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて、遅滞なく確実に行うこと。ただし、市は必要な支援を行うものとする。

4 運行路線及びダイヤ

運行開始日から運行する路線及びダイヤについては、別添「路線図及び時刻表」のとおりとする。

5 運行日

路線の運行日は、月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、お盆（8 月 13 日から 8 月 16 日まで）及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）は運休する。

6 運行車両等

(1) 車両の条件

市が保有するバス 2 台を運行事業者に無償で貸与する。

車両の貸与については、令和 7 年 2 月 1 日を予定とする。

運行に必要な車両登録については、運行事業者が実施する。

(2) 貸与車両及び車両の状況

車種	型式	登録年月日 (車検満了日)	走行距離 (令和6年10月30日現在)	備考
日野 ポンチョ	SKG-HX9JLBE	平成27年2月13日 (令和7年2月17日)	453,715 km	
日野 ポンチョ	SKG-HX9JLBE	平成27年3月12日 (令和7年3月14日)	435,310 km	

(3) 車両の保管場所

車両の保管場所は運行事業者が用意すること。

7 運行準備

(1) 運行開始日までに各種法令に基づく施設、設備、体制が整い、問題なく運行ができるようにすること。

(2) 停留所は、既存の停留所を使用するものとする。

なお、岩手県交通株式会社から譲渡を受ける予定である。岩手県及び奥州市へ道路占用等の手続きを行うこと。

また、令和7年3月31日の胆沢水沢線運行終了後に、各停留所への時刻表の掲示を行うこと。

(3) バス車両について、無償貸与するバス2台は自家用自動車（白ナンバー）登録であることから、運行開始日までに事業用自動車（緑ナンバー）登録へ変更すること。

なお、自動車保険未加入であることから、事業用自動車登録のための車両移動時は自動車保険に加入すること。

(4) 市で導入しているバスロケーションシステム「バス予報」を導入すること。

(5) 行先表示データ、料金表示データ及び音声合成放送データについて作成すること。

8 運賃

(1) 運賃は、別紙「運賃表」とし、小学生以下の小児は半額とする。

ただし、同伴能力のある使用者と行程を同じくする6歳未満の小児については、当該使用者1人につき2人を無料とし、1歳未満の小児については無料とする。

(2) 利用者が次に該当する場合には、運賃を半額とする。

①身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者若しくは都道府県知事が発行する療育手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示したとき並びにその介護人が介護のために乗車するとき

②児童福祉法第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者及びその付添人が養護等のため乗車する場合であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出したとき

(3) 料金箱、ICカード決済により乗客から運賃を徴収すること。

IC カード決済処理のため、運行日ごとに午前 5 時から午後 8 時の間に岩手県交通株式会社胆江営業所で IC カード決済システムデータの受け渡しを行うこと。

なお、前日が運休日の場合は、運行開始前に、翌日が運休日の場合は、運行終了後 IC カード決済システムデータの受け渡しを行うこと。

- (4) 釣銭を準備すること。
- (5) 運賃は、運行事業者の収入とする。
- (6) 定期券を販売すること。
- (7) 上記の他、市が実施する割引等を適用すること。

9 補助金

(1) 補助金額

補助金の額は、当該路線の運行に関する予算の範囲内で、次のとおりとする。

【補助金＝運行経費－当該路線に係る運賃収入等】

- (2) 市の補助金について、前金払を希望する場合は、契約締結時に協議を行う。

10 公募時の提案事項に関する報告

- (1) 運行事業者は、公募時の提案事項に基づき運行事業を行うものとし、年度末までに公募時の提案事項の実施状況を報告するものとする。
- (2) 本市は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができる。

11 利用者等の報告

運行事業者は、次の各項目について、毎月 10 日までに市へ報告するものとする。

- (1) 路線の便及びバス停ごとの乗降者数
- (2) 路線の毎日の運賃収入額
- (3) その他市が指示する項目

12 運行管理

- (1) 運行事業者は、利用者を安全かつ確実に輸送するよう運行を管理すること。
- (2) 運行事業者は、許認可に係る証書の写し、運行管理者及び業務従事者名簿、事故及び苦情等の処理体制を示した書類等を市に提出すること。なお、その後の異動も同様とする。
- (3) 車両の点検・車検または故障による代車については、貸与した車両で不足する場合は、運行事業者が車両を準備し運行すること。
- (4) 運行事業者は、乗務員に制服を着用させ、利用者に対して常に親切で責任ある接客に努めること。

13 管理体制

- (1) 運行事業者は、道路運送法及びその他関係法令等に基づき適切に安全運行を管理すること。
- (2) 運転中に事故が発生した場合は、直ちに事故処理を行い、市へ事故の詳細を報告すること。
なお、故障及び苦情等についての対応も同様とする。

- (3) 運行中の事故等による損害または傷害に対する賠償は、運行事業者がその責を負うこと。
 ただし、運行事業者の責によらない場合はこの限りではない。
- (4) 運行事業者は、本事業の実施にあたり、損害賠償任意保険に加入しなければならない。
- (5) 天災、その他やむを得ない事由により、運行の変更または中止をする場合は、速やかに市へ報告しなければならない。
- (6) 運行事業者は、利用者からの意見や要望があった場合は、速やかに市へ報告するものとする。

14 車両設備等

- (1) 車両設備（料金箱、音声合成放送装置、停留所名表示機、運賃表示機等）については、車両備え付けのものを使用する。
- (2) デジタル式運行記録計については、運行事業者が設置する。

15 保険契約（任意保険）

運行事業者が契約する自動車保険のてん補する額の限度額は、次のとおりとする。

- (1) 対人賠償 1名あたり無制限
- (2) 対物賠償 1事故あたり 200万円以上

16 収入及び経費の積算

運行に係る収入及び経費については次のとおり積算すること。

(1) 収入

運賃収入見込み額 1,500,000円

(2) 経費

- | | | |
|----------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| ① 燃料油脂費 | 軽油単価 | 1リットルあたり 157.4円 |
| | 燃費 | 1リットルあたり 5.00km |
| ② 車検費用 | 1台あたり | 600,000円(運行前、運行期間中の2回分) |
| ③ 法定点検 | 1台あたり | 150,000円 |
| ④ 修繕費 | 1台あたり | 450,000円 |
| ⑤ タイヤサイズ | 205/80R17.5 | |
| ⑥ 自動車税 | 1台あたり | 14,500円 |
| ⑦ 自動車重量税 | 1台あたり | 20,800円 |
| ⑧ 整理券用紙 | | 27,000円(その他経費) |
| ⑨ 運行日数 | | 239日 |
| ⑩ ICカード関連 | | |
| | JR地域連携ICカード処理費用 | 2,000円/年 |
| | IwateGreenPassシステム費用負担金 | 288,000円/年 |
| ⑪ バスロケーションシステム関連 | | |
| | 導入費用 | 150,000円 |
| | サービス利用料 | 61,000円/年 |
| ⑫ 行先表示データ、料金表示データ及び音声合成放送データ作成費用 | | 600,000円 |
| ⑬ 料金箱解錠機 | | 100,000円 |

17 その他

運行開始後に運行サービス水準（運行路線、運行ダイヤ、運行日、運行車両、料金等）を変更する場合は、市と協議のうえ対応すること。